

[事案 2020-316] 入院給付金支払請求

・令和3年6月25日 裁定打切り

<事案の概要>

入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に内縁の配偶者が入院し、入院給付金を請求しないまま同年3月に死亡したため、平成27年11月に内縁の配偶者を契約者および被保険者、自分を指定代理請求人として契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、正当な権利者ではないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払うか、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人から、内縁の配偶者であっても給付金が支払われると説明を受けた。
- (2) 自分も本契約の保険料を一部負担している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院給付金の受取人は被保険者であり、被保険者が生存中は指定代理請求人にも請求権があるが、被保険者が請求前に死亡している場合は、被保険者の法定相続人に請求権が移るため、被保険者の内縁者に給付金を請求する権利はない。
- (2) 募集人が、「内縁の配偶者でも支払われる」と説明したかどうかは定かではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約に対する請求権の存在の有無を、様々な角度から慎重に検討したが、申立人に請求の法律上の根拠を見出すことができず、裁定手続を打ち切ることとした。